



# 鳥取県公報

平成17年11月15日(火)

第7738号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	平成17年度県民歯科疾患実態調査実施要領 (846) (健康対策課) .....	1
	指定居宅サービス事業者の指定 (847) (東部福祉保健局) .....	2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (848) (環境政策課) .....	2
	保安林の指定の解除予定 (849) (森林保全課) .....	4
公 告	家畜商法による講習会の開催 (畜産課) .....	4
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) .....	5
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) .....	12
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) .....	13

## 告 示

### 鳥取県告示第846号

鳥取県統計調査条例 (昭和25年鳥取県条例第7号) に基づき、平成17年度県民歯科疾患実態調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成17年11月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 平成17年度県民歯科疾患実態調査実施要領

#### 1 調査の目的

この調査は、県民の歯科保健の状態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査の対象

県内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するもののうち2,500人を対象とする。

- (1) 各保健所の管内別の人口比率により抽出した15歳以上の者
- (2) 事業所が実施する健康診断を受診する者

#### 3 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

- (1) 口腔内の状況
  - ア 現在歯の数
  - イ むし歯のり患の状況

ウ 喪失歯及びその補綴<sup>てつ</sup>の状況

エ 歯肉の状況

オ 歯石の沈着の状況

(2) 歯科保健意識

ア 歯磨きの状況について

イ 歯の健康づくりについて

ウ 家族の歯科保健意識について

4 調査の期日

この調査は、平成17年11月15日から平成18年3月31日までの間において、指定する日に実施する。

5 調査の方法

この調査は、次に掲げる方法により実施する。

(1) 調査員が行う口腔診査<sup>くわ</sup>による調査

(2) 自己記入方式のアンケート調査票による調査

6 調査結果の公表

この調査の結果については、平成17年度県民歯科疾患実態調査報告書を作成し、公表する。

**鳥取県告示第847号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月15日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社サポートホーム 代表取締役 山本学	鳥取市興南町73	有限会社サポートホーム福祉用具レンタル事業所	鳥取市興南町73	福祉用具貸与	平成17年11月1日

**鳥取県告示第848号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月27日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分 鳥取市浜坂字西藪ノ内及び字三島向の各一部、秋里字三嶋及び字埋立の各一部、江津字大波止の一部、覚寺字駒原及び字下今井手の各一部、卯垣一丁目の一部、滝山字流し田の一部、津ノ井字下遠沖及び字船田の各一部、生山字笠淵の一部、美萩野五丁目の一部、伏野字中ノ茶屋裏、字長者石及び字砂浜の各一部、三津字大浜及び字大浜ノ四の各一部、湖山町西二丁目の一部、湖山町西三丁目の一部、湖山町西四丁目の一部、湖山町北四丁目の一部、湖山町南三丁目の一部、賀露町西一丁目の一部、賀露町南二丁目の一部、賀露町南三丁目の一部、賀露町南四丁目の一部、賀露町南五丁目の一部、徳吉字首塚及び字安達屋敷の各全部並びに字ニタ又、字早稲田、字丸山、字前天場、字村ノ後、字村土居、字前土居、字土手下、字徳吉前、字墓原、字奥中沢及び字下崎高下の各一部、徳尾字蛇尾ノ一、字蛇尾ノ二、字蛇尾ノ三、字東丸山、字安達屋敷、字鶴田、字丸山、字宮東、字常念田及び字割符の各全部並びに字瀬戸田ノ一、字村下土居ノ二、字前田、字千早面、字下山崎、字上四反ノ一、字上四反ノ二、字石堂田ノ一、字石堂田ノ二及び字開発の各一部、古海字鶴田、字西開発、字中開発、字東開発及び字川端開発の各全部並びに字下村土居、字西加路田、字堀川端、字西三反長、字中三反長、字東三反長、字瀬戸田、字下土居及び字下新田の各一部、松原字西前田の一部並びに吉岡温泉町字下田桑の一部

削除する部分 鳥取市浜坂一丁目の一部、浜坂東一丁目の一部、浜坂字大手町、字糞黒及び字加路田の各一部、覚寺字横丁、字縄手、字畦倉、字石前、字竹野下、字正福寺、字正福寺山、字坪ノ下、字切石、字土居ノ前、字下土居、字上土居、字土居下、字稻荷前、字古家、字大背戸、字駒原、字上ノ山、字砂田、字下町田、字上町田及び字目当の各一部、北園一丁目の一部、北園二丁目の一部、円護寺の一部、円護寺字北谷山、字妙見堤ノ上、字妙見向平、字姥ヶ谷、字下屋敷田、字上ノナル、字新林、字稲干場、字居屋敷、字中河原、字芳原及び字久松山の各一部、江津字船附、字前新田、字中瀬、字藪ノ内、字外河原、字三嶋河原一、字三嶋河原二、字三嶋河原三、字土橋及び字西皆竹の各一部、秋里字東皆竹、字藪ヶ土手、字三嶋、字外河原及び字埋立の各一部、松並町一丁目の一部、松並町二丁目の一部、丸山町字二番、字三番、字四番、字五番及び字八番の各一部、青葉町一丁目の一部、湯所一丁目の一部、湯所二丁目的一部分、田島の一部、田島字前田の一部、西品治字田島前ノ二、字新茶屋、字向品寺、字新白上井後及び字一乗寺裏の各一部、新品治町の一部、寿町の一部、南町の一部、行徳三丁目的一部分、古市字土手ノ外、字西八ツ口、字南八ツ口、字田ノ向、字嶋田、字外新田、字上寺屋敷、字下寺屋敷、字塚之本、字隈ノ内、字上前田、字下前田及び字西卸堂の各一部、東品治町の一部、扇町の一部、富安一丁目的一部分、富安二丁目的一部分、富安字池田向、字池田、字茶屋廻り、字土居中、字村中、字前田及び字昆布ノ木の各一部、吉方町二丁目的一部分、吉方温泉四丁目的一部分、立川町四丁目的一部分、立川町五丁目的一部分、南吉方三丁目的一部分、卯垣一丁目的一部分、卯垣二丁目的一部分、卯垣四丁目的一部分、卯垣五丁目的一部分、卯垣字上河田的一部分、岩倉字尺山、字坂谷、字下沢、字棚田及び字井後の各一部、滝山字小西谷口、字下前田、字向田道、字越塚上、字越塚下、字山川向、字乙谷東平及び字乙谷口の各一部、吉成二丁目的一部分、吉成字石堂、字稲場、字下井原、字中澤、字八向、字下沢、字下池田、字下出口及び字七反田通の各一部、興南町的一部分、新字七反田、字大石橋及び字新村の各一部、大杵字四反田、字湯草田、字田中土居、字狭間、字小向、字壱町田、字馬草田、字安養田、字五反田、字六反田、字横枕及び字上八町の各一部、東今在家字一本木、字下向、字中向、

字上向、字主水淵、字中瀬、字段子瀬及び字土居ノ下の各一部、宮長字高畠ヶ、字長堀、字土居ノ前、字下坪、字上坪及び字大坪の各一部、大覚寺字思案橋、字田中前及び字穴田の各一部、的場字小寺、字マニトバ、字屋敷、字高橋及び字前田の各一部、的場一丁目の一部、的場二丁目の一部、雲山字川上の一部、西大路字樋詰の一部、叶一丁目の一部、叶字八反田、字茶屋敷、字三牧、字河原口、字大高瀬、字大向、字上河原、字外河原、字四反田及び字下井原の各一部、国安字下新田、字一里塚及び字高土手の各一部、数津字大向の一部、津ノ井の一部、津ノ井字内砂田及び字下泓の各一部、桂木の一部、桂木字西溝尻、字上奈免羅、字会地、字会地向、字下西ヶ岡、字西ヶ岡及び字中西ヶ岡の各一部、海蔵寺字土居ノ上、字池ノ谷及び字赤坂の各一部、若葉台北一丁目の一部、若葉台北二丁目の一部、若葉台北五丁目の一部、若葉台北六丁目の一部、若葉台南一丁目の一部、若葉台南七丁目の一部、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側及び字元結の各一部、香取字元結西側、字権現、字宮ノ鼻、字小山谷西側、字小市谷東側及び字小市谷西側の各一部並びに祢宜谷字口矢中の一部

#### 鳥取県告示第849号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年11月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字八幡字山ノ下200の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成17年11月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開催日時

平成17年12月8日（木）及び同月9日（金）午前9時から午後5時まで

2 開催場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所第204会議室

3 講習の科目及び時間

（1）家畜の取引に関する法令 4時間

（2）家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

#### 4 受講手続

(1) 受講申込書の交付

受講申込書は、県内の各総合事務所農林局及び各地方農林振興局において交付する。

(2) 受講申込方法

所定の受講申込書に、写真（受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5cm×横2.5cmの大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,540円）に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付けて、平成17年11月24日（木）までに住所地を管轄する総合事務所農林局又は地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

#### 5 問合せ先

受講手続その他講習会に関する問合せは、鳥取県農林水産部畜産課（鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7290）に行うこと。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年10月25日付鳥取県告示第802号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

乾 善法	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の94
乾 一夫	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の99
山本 正志	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の101から103まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所  
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について  
2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年10月25日付鳥取県告示第803号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

谷口 石根	日野郡日南町上萩山字新田山486の9（次の図に示す部分に限る。）
黒田 修	日野郡日南町上萩山字新田山486の70
長尾 壽一	日野郡日南町丸山字桜子奥3（次の図に示す部分に限る。）
久代 ムツヨ	日野郡日南町霞字桜子奥223の3
久代 晃	〃
久代 昇治	〃
松本 鐵三	日野郡日南町霞字桜子奥223の7
〃	日野郡日南町霞字桜子奥223の12
〃	日野郡日南町霞字桜子奥223の13
白根 敏	日野郡日南町霞字鳥木山502の1
足羽 和雄	日野郡日南町三栄字大林山1282の14
原 貢	日野郡日南町三栄字大林山1282の16（次の図に示す部分に限る。）
原 修	〃
原 朝男	〃
原 繁俊	〃
原田 道子	〃
大柄 壽隆	〃
原 恭博	日野郡日南町三栄字大林山1282の26
原 貢	日野郡日南町三栄字大林山1282の28
原 繁俊	日野郡日南町三栄字大林山1282の33
原 朝男	日野郡日南町三栄字大林山1282の34
原 繁次郎	日野郡日南町三栄字大林山1282の51
長尾 清志	日野郡日南町三栄字大林山1282の65

”	日野郡日南町三栄字大林山1282の82 (次の図に示す部分に限る。)
”	日野郡日南町三栄字大林山1282の84 (次の図に示す部分に限る。)
”	日野郡日南町三栄字大林山1282の86 (次の図に示す部分に限る。)
原 巖	日野郡日南町三栄字大林山1287 (次の図に示す部分に限る。)
原 義雄	”
原 清市	”
原 泰次郎	”
原 直太郎	”
原 梅吉	”
原 浅五郎	”
大柄 亀太郎	”
大柄 友治郎	”
田中 正慶	日野郡日南町宮内字豊岩1320
田中 長太郎	”
田中 迪子	”
和田 定治	”
安部 一夫	日野郡日南町宮内字大菅谷1346の5 (次の図に示す部分に限る。)
木下 啓子	”
木下 昌彦	”
木下 哲郎	”
入澤 雄子	日野郡日南町宮内字アダ馬渡1419の1
”	日野郡日南町宮内字アダ馬渡1419の2
”	日野郡日南町宮内字アダ馬渡1420の1
”	日野郡日南町宮内字アダ馬渡1420の2
岸本 清藏	日野郡日南町宮内字奥馬渡1421の1
岸本 善三郎	”
岸本 清藏	日野郡日南町宮内字奥馬渡1422の1 から1422の3まで
岸本 善三郎	”
入澤 雄子	日野郡日南町宮内字東山1423の1
安部 一雄	日野郡日南町宮内字東山1423の2
赤木 美登利	”
木下 啓子	”
木下 哲郎	”
廣川 勉	”
入澤 雄子	日野郡日南町宮内字東山1423の3
羽場 千鶴子	日野郡日南町宮内字東山1423の9
増田 和恵	日野郡日南町宮内字本谷1429の1
木下 哲郎	”
”	日野郡日南町宮内字本谷1429の2
”	日野郡日南町宮内字本谷1439の1 (次の図に示す部分に限る。)
”	日野郡日南町宮内字本谷1439の3
伊田 喜八郎	日野郡日南町神福字大谷山1888の1 (次の図に示す部分に限る。)
見田 一榮	”

山岡 大三郎	〃
増田 甚蔵	〃
福田 幸夫	〃
横山 門次	日野郡日南町神福字大谷山1889
山本 岩男	〃
松浦 種矯	〃
福田 幸夫	〃
小林 希典	日野郡日南町神福字塩滝山2069の18
加藤 義勝	日野郡日南町神福字塩滝山2069の88 (次の図に示す部分に限る。)
山田 和弘	〃
福田 元市	日野郡日南町神福字塩滝山2069の100 (次の図に示す部分に限る。)
小林 希典	日野郡日南町神福字塩滝山2069の103
〃	日野郡日南町神福字塩滝山2069の104
〃	日野郡日南町神福字塩滝山2069の161
〃	日野郡日南町神福字塩滝山2069の163
花倉 康二	日野郡日南町豊栄字名谷奥下タノ谷760から763まで
〃	日野郡日南町豊栄字名谷奥下タノ谷764の 1
〃	日野郡日南町豊栄字名谷奥下タノ谷764の 2
〃	日野郡日南町豊栄字名谷奥下タノ谷766の 1
〃	日野郡日南町豊栄字名谷奥下タノ谷767の 1
〃	日野郡日南町豊栄字名谷奥下タノ谷768から772まで
大山 霰由子	日野郡日南町豊栄字陽山1357の 4
〃	日野郡日南町豊栄字陽山1357の18
田中 勲	日野郡日南町豊栄字陽山1357の 5
〃	日野郡日南町豊栄字陽山1357の19
村本 喜代登	日野郡日南町豊栄字陽山1357の28
花倉 康二	日野郡日南町豊栄字名谷山1369の 1 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日南町豊栄字名谷山1369の 3 から 1369の 5 まで
〃	日野郡日南町豊栄字名谷山1369の 6 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日南町豊栄字名谷山1369の 7 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日南町豊栄字名谷山1369の11
〃	日野郡日南町豊栄字名谷山1369の19
〃	日野郡日南町豊栄字名谷山1369の21
〃	日野郡日南町豊栄字名谷山1370

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種



次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年10月28日付鳥取県告示第812号）の内容  
（告示の内容）  
（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

長谷川 俊一	鳥取市青谷町桑原字猿渡815の12
尾崎 やすこ	鳥取市青谷町桑原字猿渡815の13
尾崎 恒夫	鳥取市青谷町桑原字猿渡815の15
長谷川 俊一	鳥取市青谷町桑原字猿渡815の16
中林 隆光	鳥取市青谷町桑原字猿渡815の19
"	鳥取市青谷町桑原字猿渡815の24
尾崎 恒夫	鳥取市青谷町桑原字鳴シ谷818の2
尾崎 やすこ	鳥取市青谷町桑原字鳴シ谷818の3
尾崎 恒夫	鳥取市青谷町桑原字鳴シ谷818の7
尾崎 やすこ	鳥取市青谷町桑原字猿渡東平819の13
"	鳥取市青谷町桑原字猿渡東平819の20
中林 實雄	鳥取市青谷町桑原字猿渡東平819の21
中林 文子	鳥取市青谷町桑原字ヲキナ谷821の5
"	鳥取市青谷町桑原字ヲキナ谷821の7
長谷川 俊一	鳥取市青谷町桑原字ヲキナ谷821の9
"	鳥取市青谷町桑原字ヲキナ谷821の12
桑田 武美	鳥取市青谷町桑原字ヲキナ谷821の15
"	鳥取市青谷町桑原字ヲキナ谷821の16
中林 達彦	鳥取市青谷町桑原字フタマタ851の3（次の図に示す部分に限る。）
尾崎 照敏	鳥取市青谷町桑原字フタマタ851の4（次の図に示す部分に限る。）
桑田 武美	鳥取市青谷町桑原字大廣戸918の7

中林 晴恵	鳥取市青谷町桑原字大廣戸918の18
桑田 武美	鳥取市青谷町桑原字大瀧922の 1
"	鳥取市青谷町桑原字大瀧922の 2
"	鳥取市青谷町桑原字大瀧922の 8 (次の図に示す部分に限る。)
"	鳥取市青谷町桑原字大瀧922の16
桑田 菊養	鳥取市青谷町桑原字サガリカヤ西平923の 5 (次の図に示す部分に限る。)
中林 達彦	鳥取市青谷町桑原字サガリカヤ927の 1
"	鳥取市青谷町桑原字サガリカヤ927の 6 (次の図に示す部分に限る。)
中林 文子	鳥取市青谷町桑原字サガリカヤ927の13
桑田 菊養	鳥取市青谷町桑原字サガリカヤ927の15
中林 達彦	鳥取市青谷町桑原字奥隈内929の 7
中林 實雄	鳥取市青谷町桑原字奥隈内929の13
中林 隆光	鳥取市青谷町桑原字奥隈内929の16
岡本 幾代	鳥取市青谷町紙屋字尾花537
勝田 國吉	鳥取市青谷町紙屋字尾花538
長田 勝蔵	鳥取市青谷町紙屋字尾花539
池田 登賀	鳥取市青谷町紙屋字尾花544
見生 長平	鳥取市青谷町紙屋字尾花546
"	鳥取市青谷町紙屋字尾花548
見生 萬藏	鳥取市青谷町紙屋字尾花552
見生 たき	鳥取市青谷町紙屋字尾花553
見生 萬藏	鳥取市青谷町紙屋字尾花553の 1
"	鳥取市青谷町紙屋字尾花555
勝田 國吉	鳥取市青谷町紙屋字尾花558
小林 文吉	鳥取市青谷町紙屋字尾花564
勝田 類藏	鳥取市青谷町紙屋字尾花567
見生 萬藏	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷口569
見生 たき	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷口570
長田 勝蔵	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷口583の 1
見生 昭雄	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷579
長田 勝蔵	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷584の 1
"	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷584の 2
"	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷585の 1 から585の 3 まで
"	鳥取市青谷町紙屋字早稲谷592
土橋 壽明	鳥取市青谷町澄水字下モ山神570の25
長谷川 武徳	鳥取市青谷町澄水字下モ山神570の29
芝谷 エミ子	鳥取市青谷町澄水字下モ山神570の35
卯月 金藏	鳥取市青谷町澄水字下モ山神571
土橋 愛治	鳥取市青谷町澄水字長畑409の 1
土橋 林藏	鳥取市青谷町澄水字長畑662の 2
長谷川 武徳	鳥取市青谷町澄水字長畑664の 7
土橋 辰成	鳥取市青谷町澄水字上神山669の 2
"	鳥取市青谷町澄水字上神山669の12

〃	鳥取市青谷町澄水字上神山669の13
船本 安雄	鳥取市青谷町澄水字瀧ノ上670の 5
土橋 辰成	鳥取市青谷町澄水字瀧ノ上670の 6
〃	鳥取市青谷町澄水字瀧ノ上670の12
土橋 壽明	鳥取市青谷町澄水字孫獅子谷671の 3
長谷川 巖	鳥取市青谷町澄水字孫獅子谷671の 4
船本 安雄	鳥取市青谷町澄水字孫獅子谷673の 5
土橋 辰成	鳥取市青谷町澄水字孫獅子谷673の10
長谷川 武徳	鳥取市青谷町澄水字孫獅子谷673の13 (次の図に示す部分に限る。)
尾崎 貞代	鳥取市青谷町澄水字孫獅子谷673の25
土橋 清吉	鳥取市青谷町澄水字小瀧676
山田 操	鳥取市青谷町澄水字大谷口東平683の 7
長田 徳市	鳥取市青谷町楠根字傳淵542の 9
池田 幸弘	鳥取市青谷町八葉寺字大蛇山785
鷲原 俊一	鳥取市青谷町八葉寺字大蛇山790
池田 登聳	鳥取市青谷町八葉寺字東岩落799の 1
尾崎 静雄	鳥取市青谷町八葉寺字小ヨロ平816の 1
高橋 芳恵	鳥取市青谷町八葉寺字小ヨロ平816の13
若林 昭恵	〃
高橋 芳恵	鳥取市青谷町八葉寺字小ヨロ平816の14
若林 昭恵	〃
池田 正由	鳥取市青谷町八葉寺字ダン817の13
池田 稔	鳥取市青谷町八葉寺字ダン817の21
中村 譲	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の 9
鷲原 俊一	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の16
池田 菊野	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の32
中村 譲	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の41
池田 市治	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平826
池田 竹藏	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑838
〃	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑838の 1
池田 はる	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑840の 1
池田 竹藏	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑844
〃	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑844の 1
〃	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑845の 1
〃	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑846
植田 友邦	鳥取市青谷町八葉寺字馬乗畑849の 1
能勢 亀吉	鳥取市青谷町八葉寺字中尾851
宇山 一太郎	鳥取市青谷町八葉寺字中尾852
能勢 貞雄	鳥取市青谷町八葉寺字中尾853
宇山 一太郎	鳥取市青谷町八葉寺字中尾854
池田 市治	鳥取市青谷町八葉寺字中尾855の 1
能勢 はる	鳥取市青谷町八葉寺字サガ岩859
能勢 条三郎	鳥取市青谷町八葉寺字サガ岩859の 1

熊山 善美智	鳥取市青谷町八葉寺字サガ岩859の2
能勢 糸三郎	鳥取市青谷町八葉寺字サガ岩859の3
能勢 百合子	鳥取市青谷町八葉寺字西菅原863の3
”	鳥取市青谷町八葉寺字西菅原863の13
稲脇 郁三	鳥取市青谷町八葉寺字西菅原863の54
谷口 こま	鳥取市青谷町八葉寺字西菅原863の56
小林 良子	鳥取市青谷町八葉寺字小瀧864
鷲原 俊一	鳥取市青谷町八葉寺字小瀧865
小林 良子	鳥取市青谷町八葉寺字小瀧867
”	鳥取市青谷町八葉寺字小瀧867の1
鷲原 俊一	鳥取市青谷町八葉寺字小瀧870
植田 とう	鳥取市青谷町八葉寺字日南尾871
能勢 政信	鳥取市青谷町八葉寺字日南尾874

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、青谷町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林  
保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石  
条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成17年11月15日

鳥取県農林水産部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及 び代表者の氏 名）	住所（主たる 事務所の所在 地）	採取場の所在 地及び面積	認可の内容			認可年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
巴産業有限会 社代表取締役 今田治継	日野郡日南町 霞1300	日野郡日南町 印賀220 - 27 外5筆 (9,972 平方メートル)	採取する岩	13,100立方メー トル	13,300立方メー トル	平成17年10月14日
			認可の期間	平成16年10月 19日から平成	平成16年10月 19日から平成	

				17年10月18日 まで	18年 4月30日 まで	
山正建設有限 会社 代表取締役 山根秀壽	鳥取市河原町 長瀬28	鳥取市用瀬町 屋住字長戸呂 536外3筆 (20,294.74平 方メートル)	破碎及び選 別のための 施設	-	移動式破碎機 及び選別フル イ機の設置	平成17年10月18日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年11月15日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及 び代表者の氏 名）	住所（主たる 事務所の所在 地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂利の 種類及び数量	認可の期間	
オグラ建設株 式会社 代表取締役 小椋阜士夫	東伯郡北栄町 江北38	東伯郡北栄町江北 字岩谷3355 - 1 (4,541.2平方メー トル)	砂 (7,646.0立方メー トル)	平成17年10月7日 から平成18年2月 10日まで	平成17年10月7日
〃	〃	東伯郡北栄町田井 字沖浜640 - 1 (5,588.9平方メー トル)	砂 (11,496.7立方 メートル)	〃	〃

